

日程第20 議案第9号 橋本市水道事業審議会
会条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第20 議案第9号 橋本市水道事業審議会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）幾つか質問があります。

まず第1に、設置ということで、第1条に、水道事業の円滑な運営を図るために附属機関として置くというふうになっているんですけども、この審議会の設置の目的は、まず、何でしょうか。

2番目に、第3条に、委員の中に市民が入っているんですが、この市民というのは公募をされるんでしょうか。もし公募をされるのであれば、3に委員の任期は2年とするところなんですけれども、2年ごとに公募をされるんでしょうか。

それと、もう一つは、審議会というのは、1回設置されたらこのままずっと置かれるものなのかどうか、四点についてお願いします。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）まず、一点目ですけれども、今回の審議会におきましては、将来の更新投資における料金体系や単価のあり方をご審議いただくこととなります。

そして、市民委員につきましては公募を行います。これは一度公募して委員になっていただけたら、ずっとそのまま委員でいただきます。

審議会につきましても、これからずっと審議いただくこととなります。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）任期についての。

上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）2年ごとの公募は行いません。一度公募いたしました委員が、ずっとそのまま委員になっていただきます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）そうしましたら、今の公募の市民の任期のことなんですけど、委員の任期は2年とするところにもかかわらず、2年ごとに公募しないというのは矛盾するではありませんか。補欠の場合は前任者の残任期間とするって、それはそれで2年ごとというのはわかるんですけども、この辺はもう少し検討が必要ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）委員2年の任期につきましてですけれども、2年で再任していただけるということであれば続けていただくということでございます。もし、それが再任されない場合は、また公募ということになるというふうに考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）今の8番議員の質問に対しての答弁やけど、委員の任期は2年とすると、ここであとてますやろ。そして、ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とすると。引き続き委員として再任されることもできるということやけど、任期は2年とするということになれば、一応、2年ごとに公募をせなあかんと違うん。そんなんやったら、2年とするけども、結局、やめない限りは継

続していけるとか、いろいろあるんやろうけど、2年とするということになったら、2年で一応やりかえらなあかんと違う、募集をよ。と思うんやけど、そこらどうですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）任期につきましては、再任は妨げないというふうに考えてございます。委員のご意向をお伺いいたしまして、2年でやめるということであれば、また再度の公募をしていくということになるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）これは経済建設に付託になつとるかな。それでは、これをここで議論するよりも、十分、経済建設委員会に委ねますので、きちんとした条例についてはご審議をしていただくよう、経済建設委員会に委ねます。

以上。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長、答弁もれございませんか。

上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）この条例の中に、委員は再任されることができるという条文がございますので、先ほどの答弁となっております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ちょっとおかしいと思います。ほかの学識経験者、関係団体の職員とか、その他市長が必要と認める者は、あえて公募するわけじゃないから、引き続き、それはわかるんです。ところが、市民については公募するわけですから、2年以上承認することを認められていないという解釈になると思うんで、それを一緒くたにしてしもてする

のは間違っていると私は思いますので、それをちょっと申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）答弁は……。

○7番（高本勝次君）ちょっと今、意見を申し上げたんですけども、間違っていますか。

○議長（岡 弘悟君）いえいえ。再度、ちょっと質問の仕方を、意見になってしまっているので、質問……。

上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）申しわけございません。同じ答弁になるんですけども、条例の中に、委員は再任されることができるといふことで、ご本人の意向によって2年でおやめになるということであれば、再度公募するということになります。そのまま続行していただけるということであれば、公募はしないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第9号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第21 議案第10号 橋本市農業委員会の委員及び橋本市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第21 議案第10号 橋本市農業委員会の委員及び橋本市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）農地利用最適化推進委

員の報酬額が年額20万円というふうにあるんですけども、ほかの方のを見てみたら、農業委員会の会長は年額34万6,000円、副会長と部会長は31万7,000円、委員は28万9,000円というふうになっておりました。この新しい農地利用最適化推進委員は20万円と。この20万円の根拠はどういうものでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）まず、農業委員さんとこの新しくできる最適化推進委員の役割は明らかに違いがあります。従前の農業委員は新しい法律でありましても、市内全域に対して責任を持ってまいります。推進委員に関してはそれぞれの地域の担当区が決まっております、その担当区の部分だけを責任持ちます。

農業委員は今までの従来の許可決定の部分について決定権がありますが、この最適化推進委員に関してはその決定権がありません。当然、責任の度合いが変わってこようかと思っております。あくまでも推進委員の方については意見を述べていただけることができますが、決定権はありません。新しい法律によって、できるだけ農地の利活用の推進をしていくということで、共通して言えるのは農地パトロールあたり、現地調査を両者でしっかりして行って、できるだけ耕作放棄地、休耕地を減らしていこうということでありま

す。報酬に関してのおたただしですが、そういうことから報酬について差異が生じておるわけなんです、推進委員の方に関しましては、推進会議というのを月に1回開催します。それに出席していただける費用、1回当たり3,500円が、12カ月4万2,000円。総会に意見を申し出ただけのようになっておりますので、総会に関しても年間12回出ていただいて、単価が3,500円ですので4万2,000円。あ

と、農地パトロールや農地利用状況調査等の現場の活動、これは区域の部分だけなんです、年間36回出ていただく計算で、単価が3,500円、12万6,000円となっております。これらを合計しまして20万円となっておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第10号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第22 議案第11号 橋本市企業立地の促進等による地域による産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第22 議案第11号 橋本市企業立地の促進等による地域による産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市企業立地の促
進等による地域による産業集積の形成及び活
性化に関する法律に基づく固定資産税の特別

措置に関する条例の一部を改正する条例につ
いて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。